

歩行者としての交通ルールやマナーを守りましょう

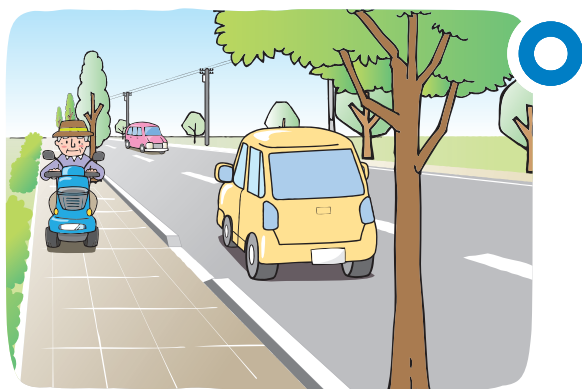
電動車いすは、道路交通法で「歩行者」として扱われます。

道路上で通行できる場所

○歩道のある道路では必ず歩道を通行しましょう

歩道のある道路では、歩道を通行してください。通行するときは、周りの歩行者や自転車に注意しましょう。電動車いすは、一般の歩行者から見ると「強い存在」となることもあります。譲り合いの気持ちを持って通行してください。

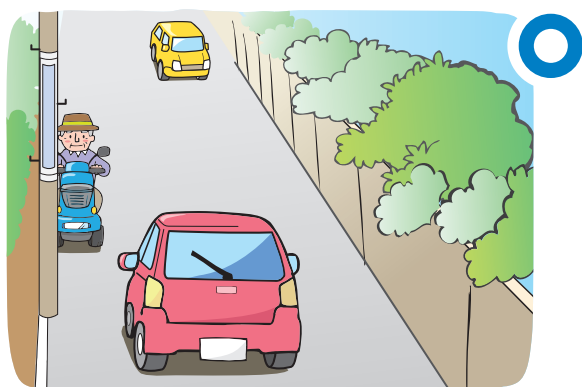
歩道が途切れたところや歩道と車道の境に高低差のあるところでは段差などにも気をつけましょう。



○歩道も路側帯もない道路では右側を通行しましょう

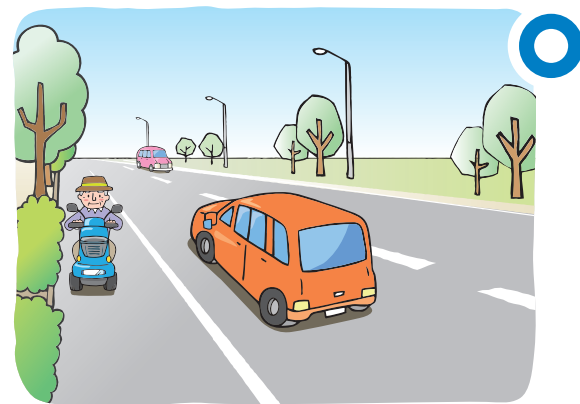
歩道も路側帯もない道路では、道路の右側を通行してください。通行するときは、自動車には特に気をつけましょう。

進行方向に障害物があるときは、一旦停止して前後の安全を確認して通行します。自動車などが近づいているときも、一旦停止して自動車が通過するのを待ち、前後の安全を確認してから通行してください。



○歩道がない道路では右側の路側帯を通行しましょう

歩道のない道路では、路側帯を通行してください(路側帯は右側通行です)。通行するときは、周りの歩行者や自転車に注意するだけでなく、自動車にも注意しましょう。



○道路の中央を通行してはいけません

道路の中央寄り通行は通行してはいけません。事故が起こる可能性が高く、大変危険です。必ず歩道や路側帯、道路の右側を通行してください。



道路標識を守りましょう

○歩行者等専用

歩行者用道路であることを示しています。電動車いすは歩行者として扱われるため、この標識のある道路は通行することができます。



○普通自転車等及び歩行者等専用

自転車と歩行者が通行できることを示しています。電動車いすは通行できます。



○横断歩道

電動車いすは通行できます。



○横断歩道・自転車横断帯

電動車いすは通行できます。



○特定小型原動機付自転車・自転車専用

電動車いすは歩行者として扱われるため、通行できません。

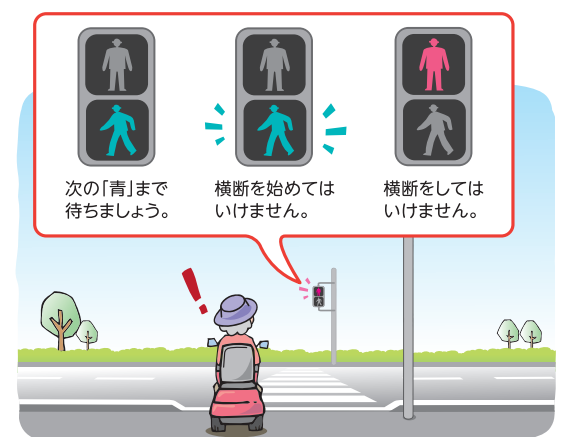


○信号機がある交差点では必ず信号に従いましょう

青信号が点滅しているときや、赤信号のときは横断してはいけません。

○渡りきれないと判断されるときは次の「青」まで待ちましょう

信号機が「青」でも横断中に「赤」に変わり、渡りきれないことがあります。無理をせず、次の「青」になるまで待ちましょう。



○歩行者等横断禁止

歩行者は横断できないことを示しています。電動車いすは通行できません。



○歩行者等通行止め

歩行者は通行できないことを示しています。電動車いすは通行できません。



路側帯や車道の右側を通行する場合は、路肩にも十分注意してください。